

平成16年12月期 個別中間財務諸表の概要

平成16年8月16日

上場会社名 東海カーボン株式会社
コード番号 5301

上場取引所 東
本社所在都道府県 東京都

(URL <http://www.tokaicarbon.co.jp/>)

代表者 役職名 代表取締役社長
問合せ先責任者 役職名 取締役経営管理本部経理部長
決算取締役会開催日 平成16年8月16日
中間配当支払開始日 平成16年9月1日

氏名 大嶽 史記夫
氏名 工藤 能成 TEL (03)3746-5219
中間配当制度の有無 有
単元株制度採用の有無 有(1単元 1,000株)

1. 16年6月中間期の業績(平成16年1月1日～平成16年6月30日)

(1) 経営成績 (注) 記載金額は、百万円未満を切り捨ての方法で表示しております。

	売上高		営業利益		経常利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
16年6月中間期	23,783	7.9	2,960	33.7	3,334	42.6
15年6月中間期	22,035	8.5	2,213	78.4	2,338	114.8
15年12月期	45,852		4,584		4,177	

	中間(当期)純利益		1株当たり中間(当期)純利益	
	百万円	%	円	銭
16年6月中間期	255	85.1	1.25	
15年6月中間期	1,714	125.3	8.42	
15年12月期	2,880		14.00	

(注) 期中平均株式数 16年6月中間期 203,633,658株 15年6月中間期 203,756,215株
15年12月期 203,727,032株

会計処理の方法の変更 無

売上高、営業利益、経常利益、中間(当期)純利益におけるパーセント表示は、対前年中間期増減率

(2) 配当状況

	1株当たり 中間配当金	1株当たり 年間配当金
	円 銭	円 銭
16年6月中間期	2.50	_____
15年6月中間期	2.50	_____
15年12月期	_____	5.00

(注) 16年6月中間期配当金の内訳

記念配当 0円00銭
特別配当 0円00銭

(3) 財政状態

	総資産	株主資本	株主資本比率	1株当たり株主資本
	百万円	百万円	%	円 銭
16年6月中間期	105,522	70,304	66.6	345.31
15年6月中間期	95,577	64,439	67.4	316.29
15年12月期	103,202	67,898	65.8	333.37

(注) 期末発行済株式数 16年6月中間期 203,597,452株 15年6月中間期 203,737,414株
15年12月期 203,667,327株
期末自己株式数 16年6月中間期 491,939株 15年6月中間期 351,977株
15年12月期 422,064株

2. 16年12月期の業績予想(平成16年1月1日～平成16年12月31日)

	売上高	経常利益	当期純利益	1株当たり年間配当金	
	百万円	百万円	百万円	期 末	
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
通 期	48,750	6,300	1,100	2.50	5.00

(参考) 1株当たり予想当期純利益(通期) 5円40銭
予想営業利益(通期) 6,200百万円

業績予想につきましては、本資料の発表日現在において入手可能な資料に基づき作成したものであり、実際の業績は、今後さまざまな要因によって予想数値とは異なる場合があります。上記予想に関する事項につきましては、添付資料の6ページを参照ください。

中 間 貸 借 対 照 表

期 別 科 目	当中間会計期間末 (平成16年6月30日)		前中間会計期間末 (平成15年6月30日)		前事業年度末 (平成15年12月31日)	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
資 産 の 部						
・ 流 動 資 産	44,132	41.8	39,335	41.2	42,236	40.9
現金及び預金	4,868		4,983		4,884	
受取手形	2,643		2,678		2,914	
売掛金	13,457		12,178		13,798	
たな卸資産	10,337		11,590		10,671	
繰延税金資産	1,542		382		499	
短期貸付金	8,354		6,545		8,394	
その他の流動資産	2,955		992		1,091	
貸倒引当金	27		16		18	
・ 固 定 資 産	61,389	58.2	56,242	58.8	60,966	59.1
1. 有 形 固 定 資 産	25,359		26,757		27,035	
建物	7,286		8,577		8,392	
構築物	2,339		2,489		2,486	
機械装置	6,567		6,927		6,933	
土地	7,726		7,367		7,874	
その他の有形固定資産	1,439		1,395		1,347	
2. 無 形 固 定 資 産	58		65		61	
3. 投 資 そ の 他 の 資 産	35,972		29,418		33,869	
投資有価証券	31,990		22,903		27,569	
その他の投資その他の資産	4,005		6,538		6,324	
貸倒引当金	23		23		23	
資 産 合 計	105,522	100.0	95,577	100.0	103,202	100.0

期 別 科 目	当中間会計期間末 (平成16年6月30日)		前中間会計期間末 (平成15年6月30日)		前事業年度末 (平成15年12月31日)	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
負 債 の 部						
・ 流 動 負 債	25,595	24.3	25,096	26.3	27,428	26.6
支 払 手 形	1,467		1,207		1,456	
買 掛 金	4,591		4,776		5,459	
短 期 借 入 金	15,450		15,660		15,450	
未 払 法 人 税 等	1,276		1,056		1,809	
賞 与 引 当 金	121		98		99	
訴 訟 損 失 引 当 金	457		-		-	
そ の 他 の 流 動 負 債	2,231		2,297		3,153	
・ 固 定 負 債	9,622	9.1	6,041	6.3	7,875	7.6
繰 延 税 金 負 債	8,865		5,331		7,123	
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	187		161		184	
そ の 他 の 固 定 負 債	569		548		568	
負 債 合 計	35,218	33.4	31,138	32.6	35,304	34.2
資 本 の 部						
・ 資 本 金	15,436	14.6	15,436	16.1	15,436	15.0
・ 資 本 剰 余 金	10,873	10.3	10,873	11.4	10,873	10.5
1. 資 本 準 備 金	10,873		10,873		10,873	
2. そ の 他 資 本 剰 余 金	0		-		-	
・ 利 益 剰 余 金	32,939	31.2	32,566	34.1	33,223	32.2
1. 利 益 準 備 金	2,864		2,864		2,864	
2. 任 意 積 立 金	28,208		26,892		26,892	
3. 中 間 (当 期) 未 処 分 利 益	1,867		2,809		3,466	
・ その他有価証券評価差額金	11,165	10.6	5,630	5.9	8,452	8.2
・ 自 己 株 式	111	0.1	67	0.1	87	0.1
資 本 合 計	70,304	66.6	64,439	67.4	67,898	65.8
負 債 及 び 資 本 合 計	105,522	100.0	95,577	100.0	103,202	100.0

中 間 損 益 計 算 書

期 別 科 目	当中間会計期間 (自 平成16年1月 1日 至 平成16年6月30日)		前中間会計期間 (自 平成15年1月 1日 至 平成15年6月30日)		前事業年度 (自 平成15年 1月 1日 至 平成15年12月31日)	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
・ 売 上 高	百万円 23,783	100.0	百万円 22,035	100.0	百万円 45,852	100.0
・ 売 上 原 価	17,117	72.0	16,272	73.9	33,900	73.9
・ 売 上 総 利 益	6,666	28.0	5,762	26.1	11,952	26.1
・ 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	3,706	15.6	3,549	16.1	7,368	16.1
・ 営 業 利 益	2,960	12.4	2,213	10.0	4,584	10.0
・ 営 業 外 収 益	735	3.1	446	2.0	671	1.5
・ 受 取 利 息 及 び 配 当 金	415		207		309	
・ そ の 他 の 営 業 外 収 益	320		238		361	
・ 営 業 外 費 用	361	1.5	321	1.4	1,077	2.4
・ 支 払 利 息	133		140		281	
・ そ の 他 の 営 業 外 費 用	228		181		796	
・ 経 常 利 益	3,334	14.0	2,338	10.6	4,177	9.1
・ 特 別 利 益	249	1.1	442	2.0	543	1.2
・ 投 資 有 価 証 券 売 却 益	247		-		215	
・ 為 替 差 益 2	-		352		239	
・ 土 地 売 却 益	2		67		67	
・ 貸 倒 引 当 金 戻 入 額	-		23		21	
・ 特 別 損 失	3,142	13.2	10	0.0	70	0.2
・ 欧 州 訴 訟 損 失 1	1,608		-		-	
・ 固 定 資 産 売 却 損	997		-		-	
・ 訴 訟 損 失 引 当 金 繰 入 額	457		-		-	
・ 為 替 差 損 2	78		-		-	
・ 会 員 権 評 価 損	-		6		65	
・ 投 資 有 価 証 券 売 却 損	-		4		4	
・ 税 引 前 中 間 (当 期) 純 利 益	441	1.9	2,769	12.6	4,651	10.1
・ 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,296	5.5	1,097	5.0	2,019	4.4
・ 法 人 税 等 調 整 額	1,109	4.7	41	0.2	248	0.6
・ 中 間 (当 期) 純 利 益	255	1.1	1,714	7.8	2,880	6.3
・ 前 期 繰 越 利 益	1,611		1,094		1,094	
・ 中 間 配 当 額	-		-		509	
・ 中 間 (当 期) 未 処 分 利 益	1,867		2,809		3,466	

(中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 . 資産の評価基準及び評価方法

(1) たな卸資産・・・月別総平均法による原価法によっている。

(2) 有価証券

子会社及び関連会社株式・・・移動平均法による原価法によっている。

その他の有価証券

時価のあるもの・・・中間期末日の市場価格等に基づく時価法によっている (評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している) 。

時価のないもの・・・移動平均法による原価法によっている。

(3) デリバティブ・・・時価法によっている。

2 . 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっている。但し、平成 1 0 年 4 月 1 日以後新規取得の建物 (建物付属設備を除く) については定額法によっている。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりである。

建物	3 ～ 5 0 年
構築物	2 ～ 6 0 年
機械及び装置	2 ～ 2 2 年
炉	4 ～ 1 2 年

(2) 無形固定資産

定額法によっている。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5 年) に基づく定額法によっている。

3 . 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

(2) 訴訟損失引当金

係争中の訴訟に係る損失に備えるため、その経過等の状況に基づき合理的に見積もった損失負担見込額を計上している。

(3) 賞与引当金

従業員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額のうち当期に負担すべき額を計上している。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上している。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (1 0 年) による定額法による按分額を、それぞれ発生の翌期より費用処理している。

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給にあてるため、役員退職慰労金の内規に基づく中間会計期間末要支給額を計上している。

4 . 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。

5 . リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

6 . ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっている。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっている。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

当中間会計期間にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりである。

ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…製品輸出による外貨建売上債権及び外貨建予定取引

(3) ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規定及び取引限度額等を定めた内部規定に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスクを一定の範囲でヘッジしている。

(4) ヘッジ有効性の評価方法

ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の間に高い相関関係があることを確認し、有効性の評価方法としている。

7 . 消費税等の会計処理

税抜方式によっている。

会計処理方法の変更

当中間会計期間 〔 自 平成16年 1月 1日 〕 〔 至 平成16年 6月30日 〕	前中間会計期間 〔 自 平成15年 1月 1日 〕 〔 至 平成15年 6月30日 〕	前事業年度 〔 自 平成15年 1月 1日 〕 〔 至 平成15年12月31日 〕
	当社は、欧州連合（ＥＵ）の欧州委員会から、人造黒鉛電極、等方性黒鉛の販売で価格カルテルに参加していたとして、総額3,147万ユーロ（4,308百万円）の課徴金の支払命令を受けた。これに対し、当社は、同額の仮納付金を差入れの上、欧州裁判所に不服申し立ての手続きを取っている。 この仮納付金に係る為替換算差損益については、従来、営業外損益の部に計上していたが当中間会計期間より特別損益の部に計上することに変更した。 この変更は、平成13年に差入れた人造黒鉛電極に対する仮納付金に加え、当中間会計期間に等方性黒鉛に対する仮納付金を差入れたこと及び、ユーロの対円レートが大幅に円安になったことにより、仮納付金に係る為替換算差益が増大していること、仮納付金は通常取引以外の債権であることにより、変更を行ったものである。 この変更により、当中間会計期間に発生した仮納付金に係る為替換算差益352百万円は特別利益に計上している。この結果従来と同一の方法を採用した場合と比べ、経常利益は352百万円減少しているが、税引前中間純利益に与える影響はない。	当社は、欧州連合（ＥＵ）の欧州委員会から、人造黒鉛電極、等方性黒鉛の販売で価格カルテルに参加していたとして、総額3,147万ユーロ（4,208百万円）の課徴金の支払命令を受けた。これに対し、当社は、同額の仮納付金を差入れの上、欧州裁判所に不服申し立ての手続きを取っている。 この仮納付金に係る為替換算差損益については、従来、営業外損益の部に計上していたが当事業年度より特別損益の部に計上することに変更した。 この変更は、平成13年に差入れた人造黒鉛電極に対する仮納付金に加え、当事業年度に等方性黒鉛に対する仮納付金を差入れたこと及び、ユーロの対円レートが大幅に円安になったことにより、仮納付金に係る為替換算差益が増大していること、仮納付金は通常取引以外の債権であることにより、変更を行ったものである。 この変更により、当事業年度に発生した仮納付金に係る為替換算差益239百万円は特別利益に計上している。この結果従来と同一の方法を採用した場合と比べ、経常利益は239百万円減少しているが、税引前当期純利益に与える影響はない。

注記事項

（貸借対照表関係）

当中間会計期間末 （平成16年 6月30日）	前中間会計期間末 （平成15年 6月30日）	前事業年度末 （平成15年12月31日）																																																						
1.有形固定資産の減価償却累計額 84,793百万円 2.担保資産及び担保付債務 担保に供している資産は次のとおりである。 有形固定資産 5,557百万円 担保付債務は次のとおりである。 短期借入金 1,403百万円 3.偶発債務 (1)保証債務 銀行借入等に対する保証で、内容は下記のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>被保証者</th><th>金額</th><th>被保証債務の内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ティー・シー・ファイナンス㈱</td><td>870百万円</td><td>銀行借入金</td></tr> <tr> <td>SGL TOKAI CARBON LTD. SHANGHAI</td><td>618百万円 (5,700千米ﾄﾞﾙ)</td><td>"</td></tr> <tr> <td>TOKAI CARBON U.S.A., INC.</td><td>271百万円 (2,500千米ﾄﾞﾙ)</td><td>"</td></tr> <tr> <td>計</td><td>1,759百万円</td><td></td></tr> </tbody> </table>	被保証者	金額	被保証債務の内容	ティー・シー・ファイナンス㈱	870百万円	銀行借入金	SGL TOKAI CARBON LTD. SHANGHAI	618百万円 (5,700千米ﾄﾞﾙ)	"	TOKAI CARBON U.S.A., INC.	271百万円 (2,500千米ﾄﾞﾙ)	"	計	1,759百万円		1.有形固定資産の減価償却累計額 84,671百万円 2.担保資産及び担保付債務 担保に供している資産は次のとおりである。 有形固定資産 5,762百万円 担保付債務は次のとおりである。 短期借入金 1,403百万円 3.偶発債務 (1)保証債務 銀行借入等に対する保証で、内容は下記のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>被保証者</th><th>金額</th><th>被保証債務の内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>THAI TOKAI CARBON PRODUCT COMPANY LIMITED</td><td>1,661百万円 (585,000千タイﾊﾞｰｯ)</td><td>銀行借入金</td></tr> <tr> <td>ティー・シー・ファイナンス㈱</td><td>820百万円</td><td>"</td></tr> <tr> <td>SGL TOKAI CARBON LTD. SHANGHAI</td><td>518百万円 (4,300千米ﾄﾞﾙ) (248千中国人民幣元)</td><td>"</td></tr> <tr> <td>TOKAI CARBON U.S.A., INC.</td><td>299百万円 (2,500千米ﾄﾞﾙ)</td><td>"</td></tr> <tr> <td>韓国東海カーボン㈱</td><td>367百万円 (45千米ﾄﾞﾙ) (3,600,000千韓国ウォン)</td><td>"</td></tr> <tr> <td>計</td><td>3,667百万円</td><td></td></tr> </tbody> </table>	被保証者	金額	被保証債務の内容	THAI TOKAI CARBON PRODUCT COMPANY LIMITED	1,661百万円 (585,000千タイﾊﾞｰｯ)	銀行借入金	ティー・シー・ファイナンス㈱	820百万円	"	SGL TOKAI CARBON LTD. SHANGHAI	518百万円 (4,300千米ﾄﾞﾙ) (248千中国人民幣元)	"	TOKAI CARBON U.S.A., INC.	299百万円 (2,500千米ﾄﾞﾙ)	"	韓国東海カーボン㈱	367百万円 (45千米ﾄﾞﾙ) (3,600,000千韓国ウォン)	"	計	3,667百万円		1.有形固定資産の減価償却累計額 85,463百万円 2.担保資産及び担保付債務 担保に供している資産は次のとおりである。 有形固定資産 5,713百万円 担保付債務は次のとおりである。 短期借入金 1,403百万円 3.偶発債務 (1)保証債務 銀行借入等に対する保証で、内容は下記のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>被保証者</th><th>金額</th><th>被保証債務の内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>THAI TOKAI CARBON PRODUCT COMPANY LIMITED</td><td>1,707百万円 (630,000千タイﾊﾞｰｯ)</td><td>銀行借入金</td></tr> <tr> <td>ティー・シー・ファイナンス㈱</td><td>970百万円</td><td>"</td></tr> <tr> <td>SGL TOKAI CARBON LTD. SHANGHAI</td><td>460百万円 (4,300千米ﾄﾞﾙ)</td><td>"</td></tr> <tr> <td>TOKAI CARBON U.S.A., INC.</td><td>267百万円 (2,500千米ﾄﾞﾙ)</td><td>"</td></tr> <tr> <td>計</td><td>3,405百万円</td><td></td></tr> </tbody> </table>	被保証者	金額	被保証債務の内容	THAI TOKAI CARBON PRODUCT COMPANY LIMITED	1,707百万円 (630,000千タイﾊﾞｰｯ)	銀行借入金	ティー・シー・ファイナンス㈱	970百万円	"	SGL TOKAI CARBON LTD. SHANGHAI	460百万円 (4,300千米ﾄﾞﾙ)	"	TOKAI CARBON U.S.A., INC.	267百万円 (2,500千米ﾄﾞﾙ)	"	計	3,405百万円	
被保証者	金額	被保証債務の内容																																																						
ティー・シー・ファイナンス㈱	870百万円	銀行借入金																																																						
SGL TOKAI CARBON LTD. SHANGHAI	618百万円 (5,700千米ﾄﾞﾙ)	"																																																						
TOKAI CARBON U.S.A., INC.	271百万円 (2,500千米ﾄﾞﾙ)	"																																																						
計	1,759百万円																																																							
被保証者	金額	被保証債務の内容																																																						
THAI TOKAI CARBON PRODUCT COMPANY LIMITED	1,661百万円 (585,000千タイﾊﾞｰｯ)	銀行借入金																																																						
ティー・シー・ファイナンス㈱	820百万円	"																																																						
SGL TOKAI CARBON LTD. SHANGHAI	518百万円 (4,300千米ﾄﾞﾙ) (248千中国人民幣元)	"																																																						
TOKAI CARBON U.S.A., INC.	299百万円 (2,500千米ﾄﾞﾙ)	"																																																						
韓国東海カーボン㈱	367百万円 (45千米ﾄﾞﾙ) (3,600,000千韓国ウォン)	"																																																						
計	3,667百万円																																																							
被保証者	金額	被保証債務の内容																																																						
THAI TOKAI CARBON PRODUCT COMPANY LIMITED	1,707百万円 (630,000千タイﾊﾞｰｯ)	銀行借入金																																																						
ティー・シー・ファイナンス㈱	970百万円	"																																																						
SGL TOKAI CARBON LTD. SHANGHAI	460百万円 (4,300千米ﾄﾞﾙ)	"																																																						
TOKAI CARBON U.S.A., INC.	267百万円 (2,500千米ﾄﾞﾙ)	"																																																						
計	3,405百万円																																																							

当中間会計期間末 (平成16年 6月30日)	前中間会計期間末 (平成15年 6月30日)	前事業年度末 (平成15年12月31日)
(2) 当社は、平成14年12月17日、欧州連合（ＥＵ）の欧州委員会から、等方性黒鉛の販売で価格カルテルに参加していたとして、697万ユーロ（913百万円）の課徴金の支払命令を受けた。これに対し、当社は、仮納付金を差入れの上、平成15年 3月 3日付で欧州裁判所に不服申し立ての手続きを取っているが、人造黒鉛電極の販売における価格カルテルに対する当社への課徴金を減額する第一審判決が確定したことを受け、その内容を分析・検討し、等方性黒鉛に関して当社が負担すると見込まれる課徴金の額を見積もった結果、349万ユーロ（457百万円）を訴訟損失引当金として計上した。 なお、上記仮納付金913百万円については、投資その他の資産の「その他の投資その他の資産」に含めて計上している。	(2) 当社は、平成13年 7月18日、欧州連合（ＥＵ）の欧州委員会から、人造黒鉛電極の販売で価格カルテルに参加していたとして、2,450万ユーロ（3,354百万円）の課徴金の支払命令を受けた。これに対し、当社は、仮納付金を差入れの上、平成13年10月 1日付で欧州裁判所に不服申し立ての手続きを取っているが、今後解決に長期間要すると見込まれ、また見通しが不明であることから、現時点で当社の損益に与える影響を合理的に見積もることは困難である。 なお、上記仮納付金3,354百万円については、投資その他の資産の「その他の投資その他の資産」に含めて計上している。 (3) 当社は、平成14年12月17日、欧州連合（ＥＵ）の欧州委員会から、等方性黒鉛の販売で価格カルテルに参加していたとして、697万ユーロ（954百万円）の課徴金の支払命令を受けた。これに対し、当社は、仮納付金を差入れの上、平成15年 3月 3日付で欧州裁判所に不服申し立ての手続きを取っているが、今後解決に長期間要すると見込まれ、また見通しが不明であることから、現時点で当社の損益に与える影響を合理的に見積もることは困難である。 なお、上記仮納付金954百万円については、投資その他の資産の「その他の投資その他の資産」に含めて計上している。	(2) 当社は、平成13年 7月18日、欧州連合（ＥＵ）の欧州委員会から、人造黒鉛電極の販売で価格カルテルに参加していたとして、2,450万ユーロ（3,276百万円）の課徴金の支払命令を受けた。これに対し、当社は、仮納付金を差入れの上、平成13年10月 1日付で欧州裁判所に不服申し立ての手続きを取っているが、今後解決に長期間要すると見込まれ、また見通しが不明であることから、現時点で当社の損益に与える影響を合理的に見積もることは困難である。 なお、上記仮納付金3,276百万円については、投資その他の資産の「その他の投資その他の資産」に含めて計上している。 (3) 当社は、平成14年12月17日、欧州連合（ＥＵ）の欧州委員会から、等方性黒鉛の販売で価格カルテルに参加していたとして、697万ユーロ（932百万円）の課徴金の支払命令を受けた。これに対し、当社は、仮納付金を差入れの上、平成15年 3月 3日付で欧州裁判所に不服申し立ての手続きを取っているが、今後解決に長期間要すると見込まれ、また見通しが不明であることから、現時点で当社の損益に与える影響を合理的に見積もることは困難である。 なお、上記仮納付金932百万円については、投資その他の資産の「その他の投資その他の資産」に含めて計上している。

(損益計算書関係)

当中間会計期間 〔自 平成16年 1月 1日〕 〔至 平成16年 6月30日〕	前中間会計期間 〔自 平成15年 1月 1日〕 〔至 平成15年 6月30日〕	前事業年度 〔自 平成15年 1月 1日〕 〔至 平成15年12月31日〕
1. 欧州訴訟損失は、欧州委員会による人造黒鉛電極の販売に関する課徴金である。 当社は、平成13年 7月18日、欧州連合（ＥＵ）の欧州委員会から、人造黒鉛電極の販売で価格カルテルに参加していたとして、2,450万ユーロ（3,210百万円）の課徴金の支払命令を受けた。これに対し、当社は、仮納付金を差入れの上、平成13年10月 1日付で欧州裁判所に不服申し立ての手続きを取っていたが、平成16年4月29日、課徴金を1,227万6千ユーロ（1,608百万円）に減額する第一審判決が下され、平成16年7月14日にその判決が確定したことから、当中間期の損失として計上したものである。 なお、投資その他の資産の「その他の投資その他の資産」に含めて計上していた仮納付金3,210百万円については、判決確定に伴い全額取り崩し、還付予定の1,222万4千ユーロ（1,602百万円）を「その他の流動負債(未収入金)」に含めて計上している。 2. 特別損失の為替差損は、欧州連合（ＥＵ）の欧州委員会へ差し入れている仮納付金に係る為替換算差損である。	2. 特別利益の為替差益は、欧州連合（ＥＵ）の欧州委員会へ差し入れている仮納付金に係る為替換算差益である。	2. 特別利益の為替差益は、欧州連合（ＥＵ）の欧州委員会へ差し入れている仮納付金に係る為替換算差益である。

リース取引関係

当中間会計期間 〔 自 平成16年 1月 1日 至 平成16年 6月30日〕				前中間会計期間 〔 自 平成15年 1月 1日 至 平成15年 6月30日〕				前事業年度 〔 自 平成15年 1月 1日 至 平成15年12月31日〕			
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額				1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額				1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額			
	取 得 価 額 相 当 額	減価償却累計額相当額	中間 期 末 残高相当額		取 得 価 額 相 当 額	減価償却累計額相当額	中間 期 末 残高相当額		取 得 価 額 相 当 額	減価償却累計額相当額	期 末 残 高 相 当 額
有形固定資産その他 (車両運搬具)	11 百万円	3 百万円	7 百万円	機 械 装 置	16 百万円	15 百万円	0 百万円	機 械 装 置	8 百万円	7 百万円	0 百万円
有形固定資産その他 (工具器具備品)	86	41	44	有形固定資産その他 (工具器具備品)	158	101	57	有形固定資産その他 (工具器具備品)	85	33	52
無形固定資産(ソフトウェア)	760	366	394	無形固定資産(ソフトウェア)	766	290	475	無形固定資産(ソフトウェア)	754	309	444
合 計	857	410	447	合 計	940	407	533	合 計	847	350	497
(注) 取得価額相当額の算定は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法によっている。				(注) 同左				(注) 取得価額相当額の算定は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、財務諸表等規則第8条の6第2項の規定に基づき、支払利子込み法によっている。			
(2) 未経過リース料中間期末残高相当額				(2) 未経過リース料中間期末残高相当額				(2) 未経過リース料期末残高相当額			
1 年 内		170 百万円		1 年 内		161 百万円		1 年 内		166 百万円	
1 年 超		276		1 年 超		371		1 年 超		330	
合 計		447		合 計		533		合 計		497	
(注) 未経過リース料中間会計期間末残高相当額の算定は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法によっている。				(注) 同左				(注) 未経過リース料期末残高相当額の算定は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、財務諸表等規則第8条の6第2項の規定に基づき、支払利子込み法によっている。			
(3) 支払リース料及び減価償却費相当額				(3) 支払リース料及び減価償却費相当額				(3) 支払リース料及び減価償却費相当額			
支 払 リ ー ス 料		88 百万円		支 払 リ ー ス 料		87 百万円		支 払 リ ー ス 料		173 百万円	
減 価 償 却 費 相 当 額		88		減 価 償 却 費 相 当 額		87		減 価 償 却 費 相 当 額		173	
(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。				(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左				(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左			

有価証券関係

子会社株式及び関連会社で時価のあるもの

種 類	当中間会計期間末(平成16年6月30日現在)			前中間会計期間末(平成15年6月30日現在)			前事業年度末(平成15年12月31日現在)		
	中間貸借対照表計上額	時 価	評価損益	中間貸借対照表計上額	時 価	評価損益	貸借対照表計上額	時 価	評価損益
子会社株式	百万円 1,369	百万円 4,113	百万円 2,744	百万円 1,369	百万円 1,984	百万円 615	百万円 1,369	百万円 2,069	百万円 700
関連会社株式	199	840	641	-	-	-	199	1,027	828
合 計	1,568	4,954	3,385	1,369	1,984	615	1,568	3,097	1,528

(重要な後発事象)

既報のとおり、平成16年8月10日付で2008年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債(社債額面総額100億円)を発行しました。

売 上 高 部 門 別 内 訳

期 別 科 目	当中間会計期間 (自 平成16年1月 1日 至 平成16年6月30日)		前中間会計期間 (自 平成15年1月 1日 至 平成15年6月30日)		前事業年度 (自 平成15年 1月 1日 至 平成15年12月31日)	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
カーボンブラック 事 業 部 門	百万円 8,661 (316)	% 36.4	百万円 8,299 (304)	% 37.7	百万円 16,740 (694)	% 36.5
電 極 事 業 部 門	7,085 (3,819)	29.8	6,662 (3,429)	30.2	14,555 (8,131)	31.8
ファインカーボン 事 業 部 門	5,797 (988)	24.4	4,889 (913)	22.2	10,057 (1,816)	21.9
摩 擦 材 事 業 部 門	2,062 (0)	8.7	1,774 (0)	8.0	3,668 (2)	8.0
そ の 他	177 (-)	0.7	409 (-)	1.9	830 (-)	1.8
計	23,783 (5,124)	100.0	22,035 (4,648)	100.0	45,852 (10,645)	100.0

(注) () 内は、輸出の金額で内数である。